

芦屋市立潮見中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、生徒が人間として尊重され、自己の夢と希望の実現に向けて健やかに成長するために、教育目標を、『自分を大切に「鍛錬（きびしさ）」、人を大切に「尊敬（思いやり）」、物を大切に「愛情（やさしさ）」、街を大切に「感謝（よろこび）」』とし、教職員、保護者、地域が一体となって日々の教育活動に取り組んでいる。

いじめの問題への対応は、学校を含め社会全体における重要な課題であり、「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得る」「いじめは決して許されない」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、取り組まなければならない。本校では、保護者や地域、市教育委員会や関係機関等と適切に連携を図り、学校全体でいじめの防止、また、いじめの問題への対応について、以下に示す基本方針により取り組んでいく。

1. いじめ防止等のための基本的な考え方

（基本理念）

芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとする。

- いじめは全ての生徒に関係し、すべての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識したうえで、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを生徒が十分に理解し、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察することなどして確認する必要がある。また、生徒本人や周囲の状況等を客観的に把握しておくべきである。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当

該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒があり、生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要となる。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることもあり、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察へ相談・通報するなど連携した対応を取ることが必要である。

（いじめの理解）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

いじめの指導にあたっては、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、軽い言葉で傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に寄らずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策委員会と情報共有することは必要となる。

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は、仲間外れや無視など心理的な苦痛を伴ういじめが増加しており、その被害は見えにくく、いじめが長期間にわたり顕在化することもある。

特に、電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では、非常に見えにくく、時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識がかいま見えたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もあることを認識する必要がある。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、また、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者、その他関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための指導体制・組織対応

(1) 基本的な指導体制

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめに対しては、毅然とした態度で対応し、生徒一人一人が安心して過ごせるよう、環境整備に努め、組織的に取り組む。
- イ すべての生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ウ いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得ることを踏まえ、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために学校、家庭、地域が一体となった継続的な取組を行うとともに、いじめ防止に資する生徒の自主的な活動等に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳、学級活動等の充実を図る。

②いじめ早期発見のための処置

ア いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して調査及び状況把握を次の通り実施する。

- ・生徒を対象に「学校生活アンケート」による調査を行う（学期ごと 年3回）
- ・生活ノートの活用（日常的に実施）
- ・教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査（日常的に実施）

イ いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの活用などを図り、相談体制の整備を行う。

ウ いじめ防止等のため、教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関するカウンセリングマインド研修等の研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒および保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、生徒及び保護者向けのイ

ンターネットや携帯電話の情報モラル研修等（年１回）を行う。

（２）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、およびスクールカウンセラーで組織し、関係機関と連携する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当（緊急時学年主任）、養護教諭、スクールカウンセラー

〈活動〉

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談、生活ノート等）

イ いじめ防止に関すること（研修の企画及び実施等）

ウ いじめ事案への対応に関すること

〈開催〉

週１回を定例会とし、いじめの認知及びいじめの疑いに関する情報を把握した時は、緊急に開催する。

②いじめを認知及びいじめの疑いに関する情報を把握した際の組織的対応

いじめを認知及びいじめの疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有（職員全員）、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を図る。別紙

③いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の２つの条件を満たしていることである。

ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３ヵ月を目安とする。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

イ 被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないこと。また、被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（３）重大事態への対応

重大事態とは「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」または「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合である。校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

（４）その他の事項

本校は、保護者や地域から信頼される学校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組み学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や懇談会等を通じて、保護者や地域に情報発信を行う。

また、いじめ防止等に係る学校の基本方針等が実情に即して効果的に機能しているかどうかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を確保し、また、保護者、地域等からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

1. 校内指導体制及び関係機

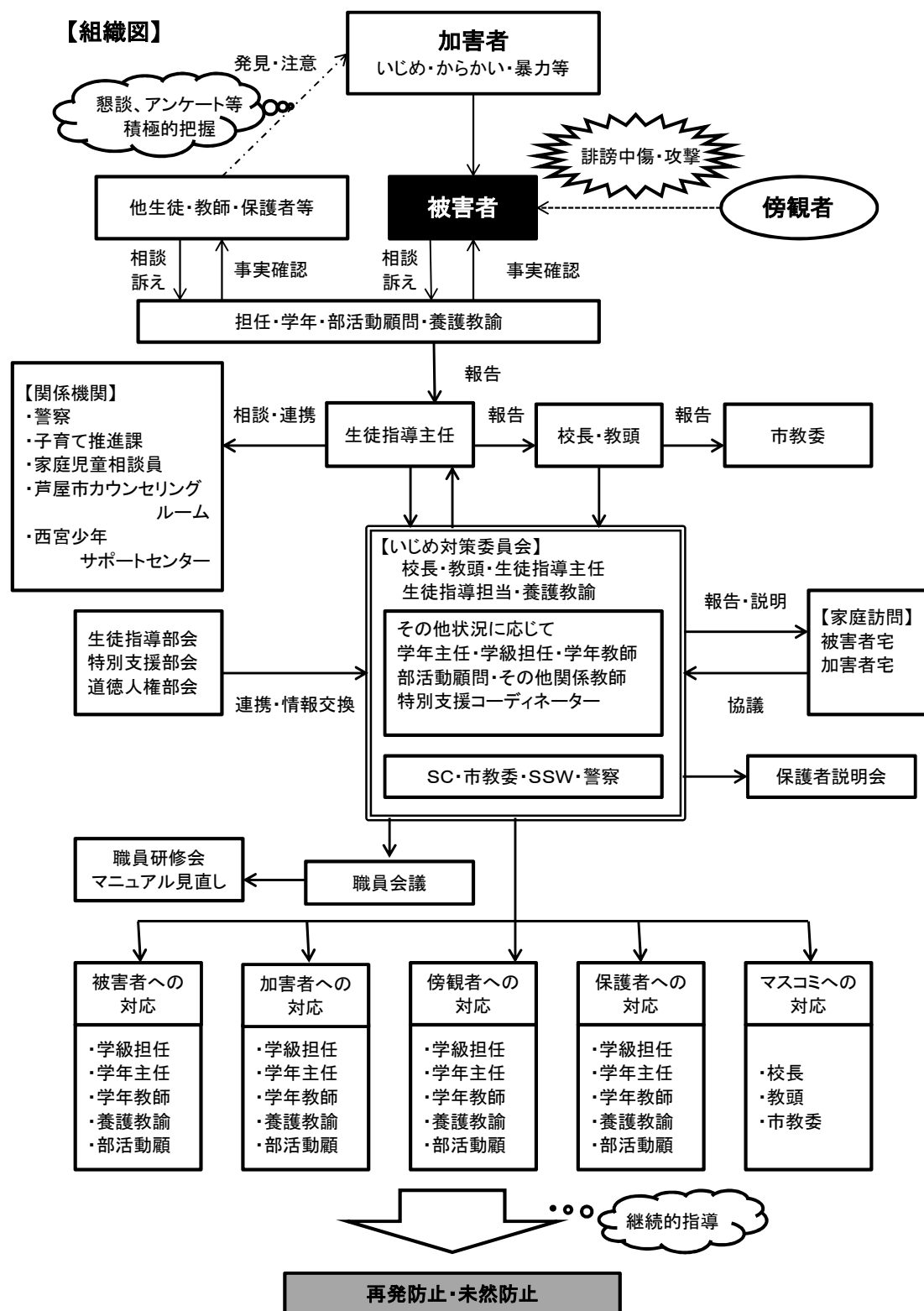
いじめ問題は、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意思をもって取り組む。また、教師一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

いじめ対策委員会

○校長、教頭及び生徒指導主任を中心に学年生徒指導担当、養護教諭で編成する。

※事案の状況に応じて、関係教師、SC・市教委・SSW・警察などを入れメンバーは適宜編成する。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教師の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教師が心を通い合わせる学校づくりを推進する

2. 年間指導計画

本校の目指す 学校像	笑顔あふれる学校
本校の目指す 生徒像	命・つながりを大切にし、自ら学ぶ思いやりのある生徒
本校の目指す 教師像	生徒の成長を支援し、責任感と向上心を持ち続ける教師

学校教育 目標	・自分を大切に 「鍛錬」（きびしさ） ・人を大切に 「尊敬」（おもいやり） ・ものを大切に 「愛情」（やさしさ） ・街を大切に 「感謝」（よろこび）
------------	---

いじめ対策委員会

・校長、教頭及び生徒指導主任を中心に生徒指導担当、養護教諭で編成する。
※事案の状況に応じて、関係教師、SC・市教委・SSW・警察などを入れメンバーは適宜編成する。

	職員会議	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・一学期計画作成		個人状況把握
5月	職員会議 ※1	学級・学年づくり 人間関係づくり ※8	家庭訪問
6月	いじめ対策委員会 ・情報共有	情報教育研修 ※4	学校生活アンケート 二者懇談・個人状況把握 ※3
7月		カウンセリングマインド研修 ※5	三者懇談 個人状況把握
8月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・二学期計画作成	道徳人権教育研修 ※6	※7
9月		学級・学年づくり 人間関係づくり	
10月	職員会議		学校生活アンケート 二者懇談・個人状況把握
11月	いじめ対策委員会 ・情報共有		
12月			三者懇談 個人状況把握
1月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・三学期計画作成 職員会議		学校生活アンケート 二者懇談・個人状況把握
2月	いじめ対策委員会 ・情報共有		
3月	いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・次年度の指導方針改善 次年度の指導計画修正	次年度に向けた学級づくり	

未然防止・早期発見に向けて

- すべての教師が、いじめ問題の重要性を認識する。
- いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取り組みを行う。
- 各生徒の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

危機管理の心得「さしすせそ」
 さ：最悪を想定する
 し：慎重に対処する
 す：素早く対処する
 せ：誠意を持って対処する
 そ：組織全体で対処する

※1 職員会議

いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教師で共通理解を図る。

※2 学校生活アンケート

各学期の中頃に生徒の状況把握と同時にいじめの実態把握のアンケートを実施する。

※3 懇談／三者懇談／個人状況把握

6、7、10、12、2月に懇談を実施し、生活状況把握するとともに、学級内の生徒状況把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。

※4 情報教育講習会

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の情報ネットワークにまつわるトラブル等について生徒と保護者対象に講演を実施し、情報セキュリティとスマートフォン等の使い方についての注意を喚起する。

※5 カウンセリングマインド研修

SCを講師に招きロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。

※6 道徳人権教育研修

人権の問題として、いじめ、ネットいじめ等についての研修会を実施する。

※7 生活ノート

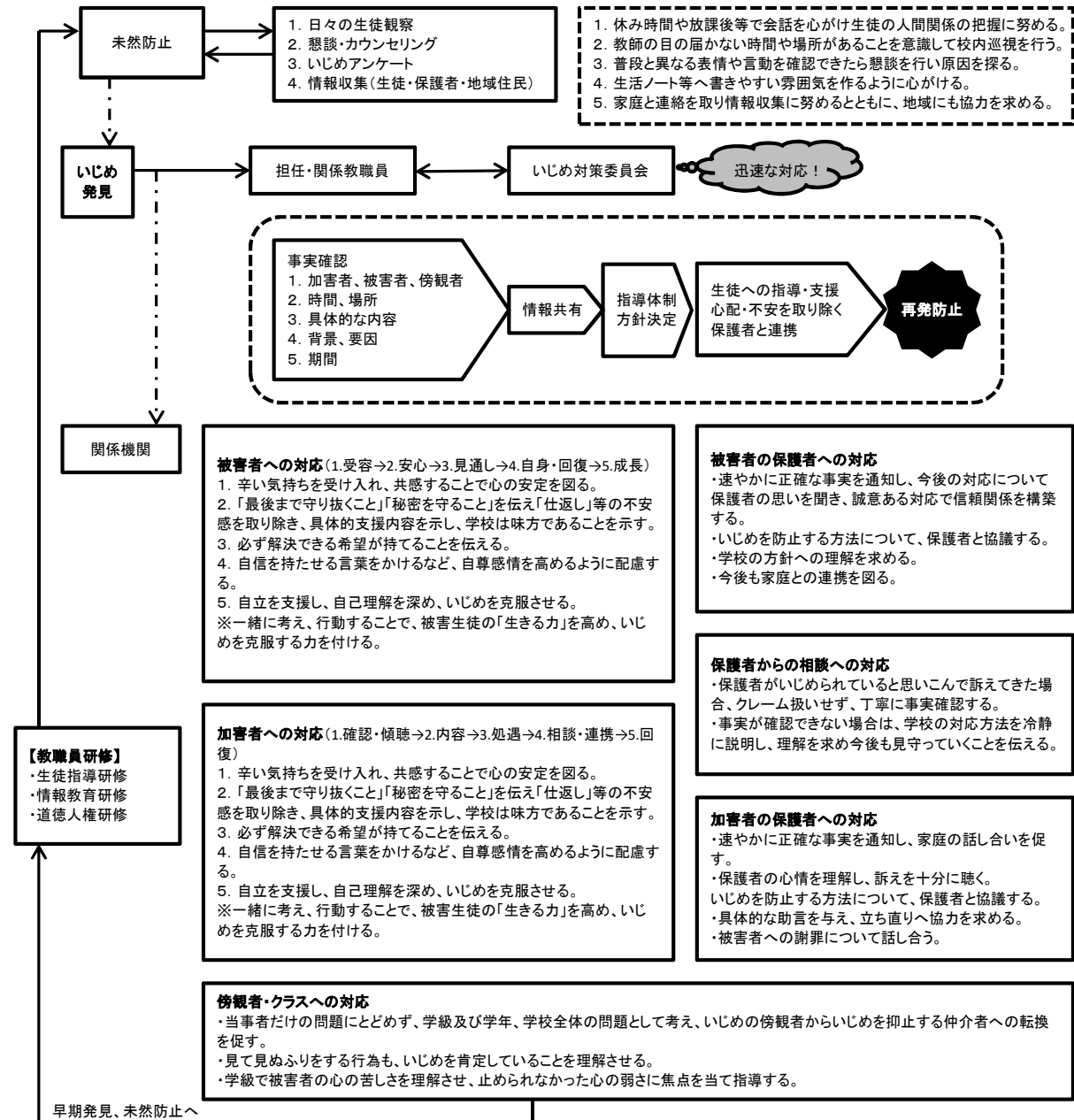
学級担任は生徒と生活ノートと通じていじめ実態把握を調査するとともに、生活状況把握や、学級内の生徒状況把握し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

※8 人間関係づくり／学級学年づくり

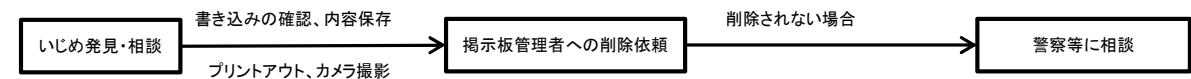
1、2学期を通して学級や学年の人間関係づくりについて学活や道徳、総合等で学習するとともに、他者への理解を深め、思いやりの心を育てる。

3. 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万が一発見した場合は、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教師がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。
取り組みに当たっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブルについては、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でいじめが発生した時の対応



★生徒への指導ポイント

1. 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されない事ではないこと。
 2. 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 3. インターネットを利用する際にも、マナーがありマナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンでの使用については十分に注意させる。特にLINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
- ※その他、教師の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携を進める

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに市教委に報告し、市教委の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって学校全体が組織的に対応し、事態の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職・市教委を窓口「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・SC、SSW、子育て推進課、適応教室、西宮少年サポートセンター、青少年愛護センター、警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。